

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人福岡教育大学の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人福岡教育大学役員給与規程により、期末特別手当において、学長は、各役員の前職期間における職務実績等に応じ、期末特別手当の額を、100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

国の給与法改正に合わせ、平成18年4月1日から本給月額を約7%減額した指定職俸給表を適用。ただし、平成18年3月31日から引き続き在任の者には現給保障措置を適用した。

理事

国の給与法改正に合わせ、平成18年4月1日から本給月額を約7%減額した指定職俸給表を適用。ただし、平成18年3月31日から引き続き在任の者には現給保障措置を適用した。

理事(非常勤)

該当者なし

監事

該当者なし

監事(非常勤)

平成18年4月1日から本給月額を約5%減額した(100,000円→95,000円)ただし、平成18年3月31日から引き続き在任の者には、現給保障措置を適用した。

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任
法人の長	18,276	12,780	5,173	323 (通勤手当)		
理事 (3人)	39,276	28,080	10,643	553 (通勤手当)		
理事 (非常勤) (0人)				()		
監事 (0人)				()		
監事 (非常勤) (2人)	2,492	2,400	0	92 (通勤手当)		

3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要
	千円	年	月			
法人の長						該当なし
理事A						該当なし
理事B						該当なし
理事A (非常勤)						該当なし
理事B (非常勤)						該当なし
監事A						該当なし
監事B						該当なし
監事A (非常勤)						該当なし
監事B (非常勤)						該当なし

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

運営費交付金により、人員定数及び調整係数等を勘案した人件費を算出し、その範囲内で執行した。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準を参考にして、本学の財政状況等を考慮し、社会一般情勢に適合したものとなるように決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績等に応じて、現に受けている俸給についての昇給、昇格及び6月、12月に支給する賞与における支給割合の増減を行っている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与: 勤勉手当 (査定分)	夏期及び冬期の賞与について、それぞれ6月間の勤務成績によって支給割合を決定し、賞与の増減を行っている。
昇給	1月1日に実施。数段階の昇給区分を設定し、1年間(平成18年度は9ヶ月)の勤務実績に応じて上位の号俸に昇給させることができる。
昇格	勤務成績が良好であり、かつ国家公務員の給与法を準拠した基準を満たすもので、職務能力が適当と認められる者については、上位の職務の級に昇格させることができる。

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

- 平成18年4月1日の国の給与法改正に合わせ、俸給表の水準を全体として平均5.0%程度引き下げ、よりきめ細かい勤務実績の反映を行うため現行の1号俸を4分割した俸給表を適用し、切替を行った。
(平成18年3月31日から引き続き在職する職員には現給保障措置を適用)
- 普通昇給と特別昇給を統合し、数段階の昇給区分を設け、職員の勤務成績が適切に反映される昇給制度を導入した。
- 俸給の調整額の改定(俸給表の水準引き下げとの整合性を確保)
H22. 3. 31まで経過措置を設け段階的に改定を行う。
- 調整手当の改定
福岡市 6%→10%、北九州市 3%
経過措置: 段階的に導入(平成18年度は福岡市6%→7%、北九州市4%、久留米市1%)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
			千円	千円	千円	千円
常勤職員	356	45.5	7,713	5,554	120	2,159
事務・技術	86	44.8	5,887	4,290	138	1,597
教育職種 (大学教員)	175	47.7	8,959	6,369	112	2,590
医療職種 (病院医師)	該当なし					
医療職種 (病院看護師)	該当なし					
技能・労務職種	5	51.5	5,230	3,847	141	1,383
教育職種(附属義務 教育学校教員)	85	41.3	7,204	5,300	116	1,904
教育職種(外国人教 師)	1					
その他医療職種						

医療技術職員 (医療技術職員)	2						
その他医療職種 (看護師)	2		千円	千円	千円	千円	千円

在外職員	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円	千円
------	-----------	---	----	----	----	----	----

任期付職員	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円	千円

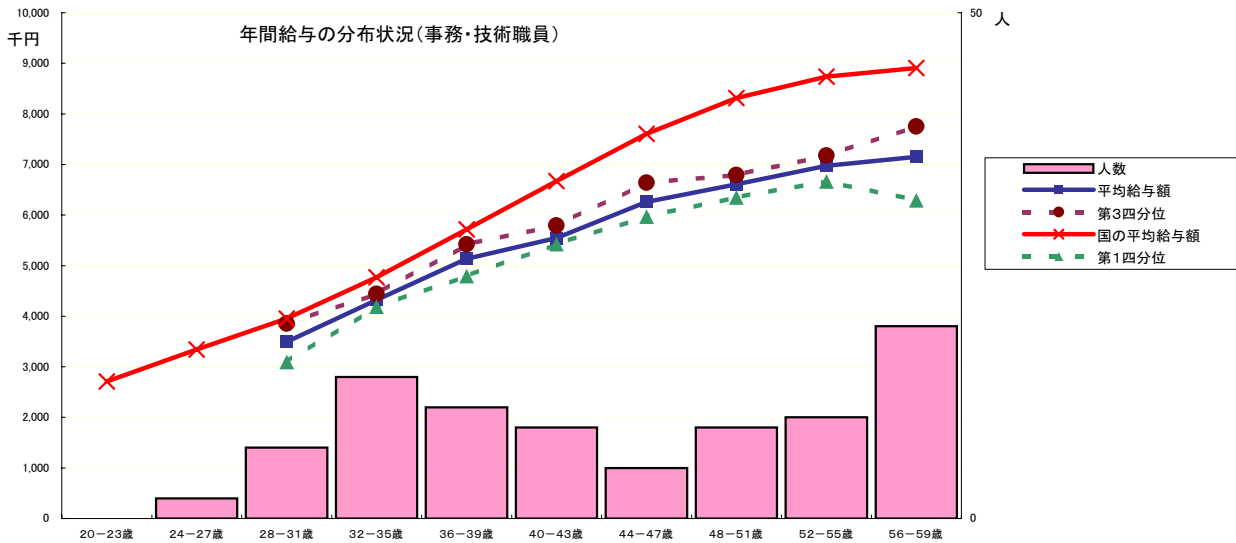
非常勤職員	人 11	歳 53.5	千円 3,604	千円 2,672	千円 85	千円 932	千円
事務・技術	人 11	歳 53.5	千円 3,604	千円 2,672	千円 85	千円 932	千円
教育職種 (大学教員)	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円	千円

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注:常勤職員の教育職員(外国人教師)、その他医療職種(医療技術職員)及びその他医療職種(看護師)については、該当者が2名以下であるため、当該個人情報に関する情報が特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注:常勤職員の「技能・労務職種」とは、教務助手、調理師、用務員等である。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

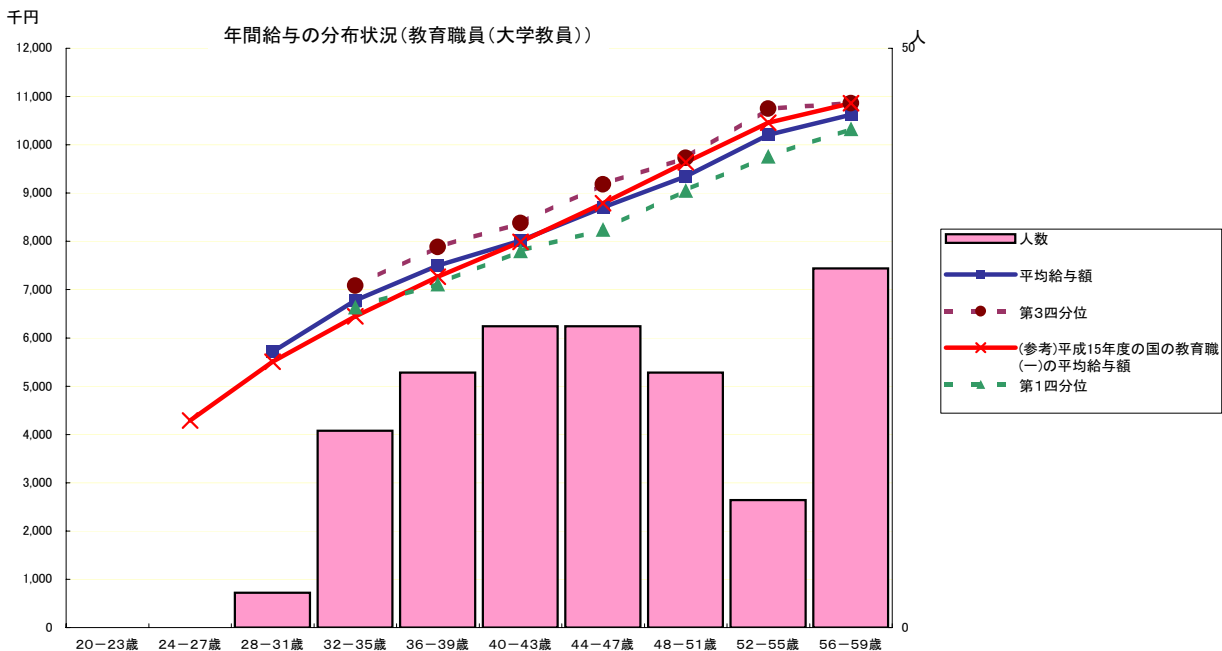


注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、24～27歳は、該当者が2名のため、第1・第3分位及び平均給与額の折れ線を表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均
			第1分位	第3分位	
代表的職位					
・局長	1		—	—	
・課長	6	56.3	7,944	8,156	8,343
・課長補佐	12	54.6	6,671	6,874	7,178
・係長	38	48.2	5,531	6,019	6,464
・主任	13	35.7	4,280	4,542	4,792
・係員	16	31.8	3,229	3,979	4,200

注:「課長」には、課長相当職である「室長」を含み、「課長補佐」には、課長補佐相当職である「専門員」を含む。代表的職員の局長欄については該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均年齢以下を記載しない



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、年齢28～31歳は、該当者が3名のため、第1・第3分位折れ線を表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
・教授	96	53.4	9,214	9,951	10,605
・准教授	68	40.5	7,101	7,594	8,017
・講師	11	43.4	6,564	6,969	8,081

③ 職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級
標準的な職位		局長	局長	局長	部長	課長
人員 (割合)	86 人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 (4.7%)
年齢(最高～最低)		歳 ～	歳 ～	歳 ～	歳 ～	歳 59～51
所定内給与年額(最高～最低)		千円 ～	千円 ～	千円 ～	千円 ～	千円 6,553 ～ 5,721
年間給与額(最高～最低)		千円 ～	千円 ～	千円 ～	千円 ～	千円 8,836 ～ 7,944

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		課長 課長補佐	課長補佐 係長	係長 主任	主任 係員	係員
人員 (割合)		人 5 (5.8%)	人 16 (18.6%)	人 37 (43.0%)	人 18 (20.9%)	人 5 (5.8%)
年齢(最高～最低)		歳 58～53	歳 59～44	歳 58～36	歳 35～29	歳 28～24
所定内給与年額(最高～最低)		千円 5,830 ～ 5,150	千円 5,219 ～ 4,412	千円 5,028 ～ 3,137	千円 3,691 ～ 2,471	千円 2,763 ～ 2,250
年間給与額(最高～最低)		千円 7,978 ～ 7,179	千円 7,178 ～ 6,291	千円 6,958 ～ 4,379	千円 4,890 ～ 3,378	千円 3,663 ～ 3,076

注:8級については該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年齢以下の事項については記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	准教授	講師	助教	新助手
人員 (割合)	175 人 ()	人 96 (54.9%)	人 68 (38.9%)	人 11 (6.3%)	人 0 (0.0%)	人 0 (0.0%)

年齢(最高 ～最低)		歳 62～40	歳 61～31	歳 62～29	歳 ～	歳 ～
所定内給 与年額(最 高～最低)		千円 8,699 ～ 5,591	千円 6,131 ～ 4,237	千円 5,862 ～ 3,687	千円 ～	千円 ～
		千円 11,827 ～ 7,895	千円 8,657 ～ 5,799	千円 8,213 ～ 5,043	千円 ～	千円 ～

④ 賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 63.7	% 66	% 64.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.3	% 34	% 35.1
	最高～最低	% 46.9～32.1	% 43.1～29.2	% 44.9～30.6
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 65	% 68.1	% 66.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35	% 31.9	% 33.4
	最高～最低	% 40.4～31.3	% 34.2～25.6	% 37.2～29.3

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 66.6	% 69.8	% 68.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.4	% 30.2	% 31.7
	最高～最低	% 37.2～32.5	% 30.7～29.6	% 33.9～31.0
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 65.5	% 68.6	% 67.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.5	% 31.4	% 32.9
	最高～最低	% 37.7～31.9	% 34.2～29.1	% 35.6～30.4

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

83.3

対他の国立大学法人等

95.9

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

98.9

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等をも一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

参考：（教育職員(大学教員)）

平成15年度の国の教育職(一)との比較指標

99.5

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度) 千円	前年度 (平成17年度) 千円	比較増△減 千円 (%)	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減 千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	3,410,601	3,496,105	△85,504 (△2.4)	△113,455 (△3.2)
退職手当支給額 (B)	563,256	514,706	48,550 (9.4)	56,822 (11.2)
非常勤役職員等給与 (C)	261,972	255,834	6,138 (2.4)	8,648 (3.4)
福利厚生費 (D)	451,030	453,423	△2,393 (△0.5)	900 (0.2)
最広義人件費 (A+B+C+D)	4,686,859	4,720,068	△33,209 (△0.7)	△47,085 (△1.0)

注:「非常勤役職員」においては、人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

・給与、報酬等支給額及び最広義人件費について

「給与、報酬等支給総額」は、人件費削減の取組として常勤職員について人員削減を行ったため、対前年比2.4%の減少となった。「最広義人件費」は対前年比0.70%の減少と「給与、報酬等支給総額」よりも小幅の減少となった。この主な要因は、退職手当支給額が前年度と比較して約5,000万円(9.4%)増加したことによるものである。

・「行政改革の重要方針」による人件費削減の取り組み

中期目標:「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

中期計画:総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費削減を図る。

・基準年度(平成17年度)の「給与、報酬等支給総額」:3,496,105千円

・当年度の「給与、報酬等支給総額」:3,410,601千円

・当年度までの人件費削減率:△2.4%

・当年度の「給与、報酬等支給総額」:3,410,601千円

・平成17年度の「人件費予算相当額」:3,564,799千円

・人件費の削減率(対人件費予算相当額):△4.3%

IV 法人が必要と認める事項

特になし